

枚方市立樟葉西小学校

# 学校いじめ防止基本方針



令和 8 年

令和 8 年 4 月

## いじめ防止基本方針

### 第1章 いじめ防止等のための基本的な考え方

本校において、いじめや体罰は重大な人権侵害ととらえ、いじめ防止対策推進法の目的（いじめがいじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を感じさせる恐れがある等）を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見、早期対応を行います。また、家庭や地域とも協力しながら、学校教育目標である「笑顔あふれるくず西キッズ」をめざすべく、子どもが自分自身を、そして全ての人々が安心して笑顔で学校生活を送れるよう、「樟葉西小学校いじめ防止基本方針」を策定します。

#### <いじめの定義>

「いじめとは、児童等に対し当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという」となっています。

本校では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は表面的・形式的なものではなく、いじめを受けた子どもの立場にたって行います。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものがあります。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 いじめの未然防止のための具体的な方策

#### (1) いじめについての共通理解

学校経営方針に示された人権尊重の指針を全教職員が深く受け止め日常の教育活動に取り組みとともに、職員研修等を通して不断に人権感覚の向上に組織的に取り組みます。

#### (2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てるために、教科や特別活動など日常的に話し合い活動を行い、自らの思いを伝え、それを受け止める取り組みを進めます。
- ・児童一人一人が活躍できる集団づくりを進めるために、各行事や平素の教育活動において

ループ学習や班活動に取り組み、児童相互が協力していくこの場面を意識して設定していきます。

- ・ストレスに適切に対処できる力を育むために、ストレスマネジメント教育やアンガーコントロールの視点も取り入れていきます。

### (3) 自己有用感や自己肯定感を育む取組

平素の授業や取組について、教師から児童一人ひとりに「ほめること」を大切にしていきます。また、児童相互の話し合い、認め合い活動を重視し「できた」「わかった」ことを増やし、充足感や成就した喜びを感じさせる取組みを持たせます。

### (4) 教育相談体制の構築

生徒指導担当者が窓口となり、心の教室相談員や SC や SSW とも連携し、必要に応じて活用をすすめます。児童には窓口の先生や担任以外でも自分にとって相談しやすい先生に相談ができることを伝え、いじめの早期発見につとめます。

また、いじめアンケートのあとに教育相談週間を設け、早期発見・対応を進めます

### (5) 教材の活用

「道徳」の教科書、「夢や志をはぐくむ教育」「府の資料」等を活用します。

## 第2章 いじめ等防止のための組織

### (1) 名称

「いじめ不登校委員会」

### (2) 構成員

校長、教頭、教務主任、生活指導部主担、各学年主任、養護教諭、人権教育部主担、SC、SSW などの専門家

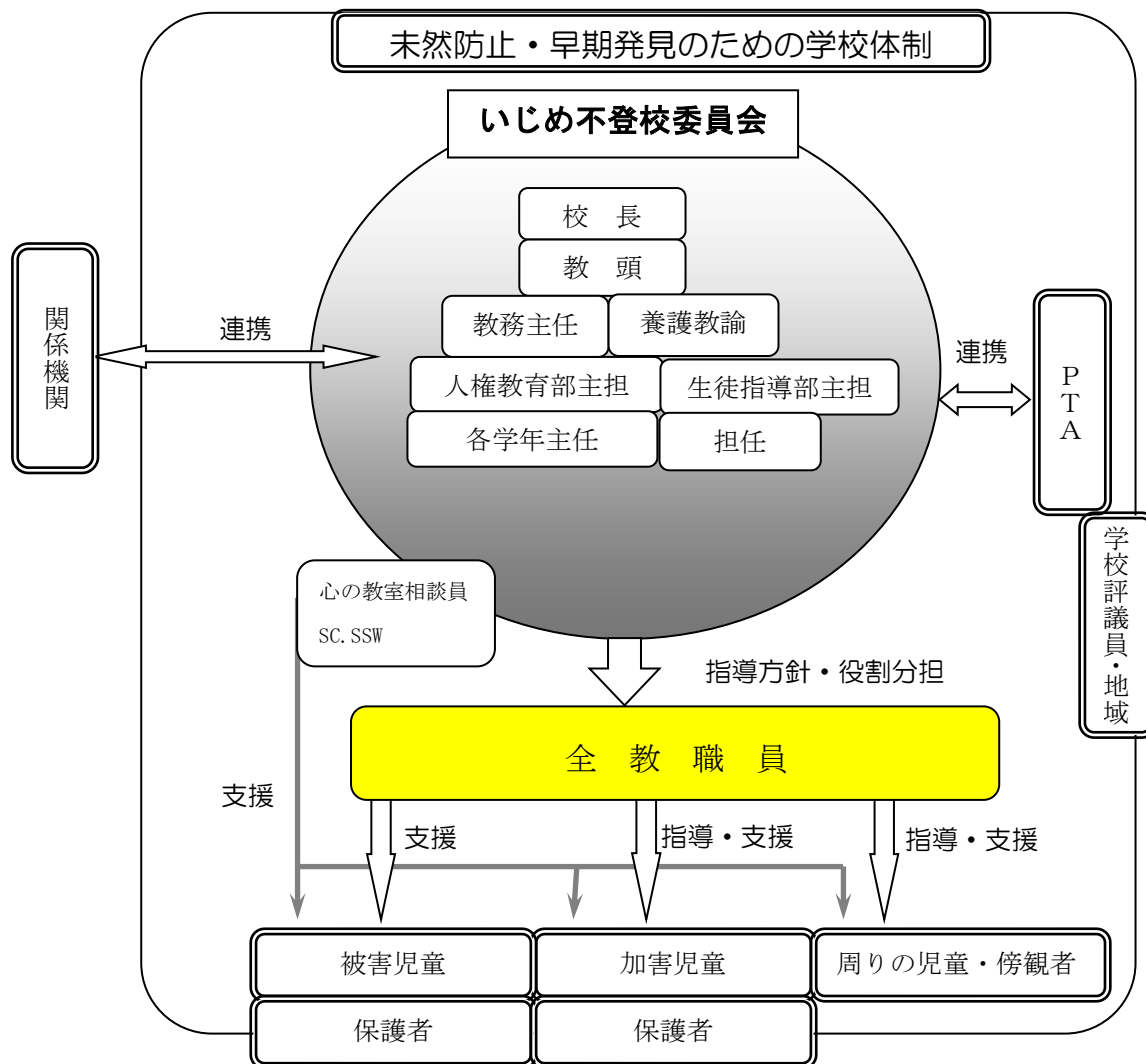
### (3) 役割・具体的方策

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

(4) 年間計画

いじめの未然防止及び早期発見のための年間計画	
学期	計画内容
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全教職員でいじめ防止基本方針の共通理解を図るための研修会</li> <li>・年間計画の確認、前年度までの事案の情報共有・引継ぎ、校内いじめ対応研修、人権全体会（教職員）</li> <li>・児童、保護者への相談窓口周知</li> <li>・学年・学級開き時の指導（全学年・全学級）</li> <li>・懇談会での保護者への周知</li> <li>・家庭訪問週間（家庭での様子の把握）</li> <li>・校外学習（キャンプ含む）にむけた取り組み・指導（全学年・全学級）</li> <li>・児童いじめアンケートⅠ回目実施（児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて）</li> <li>・個人懇談週間（アンケート結果報告等）</li> </ul>
II	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季人権全体会</li> <li>・非行防止教室</li> <li>・校内いじめ対応研修（夏季休業期間）</li> <li>・人権全体会にて運動会に向けての取組、情報の共有</li> <li>・6年修学旅行に向けての取組</li> <li>・児童いじめアンケートⅡ回目実施（児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて）</li> <li>・個人懇談週間（アンケート結果報告等）</li> </ul>
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめ対応研修</li> <li>・児童いじめアンケートⅢ回目実施（児童への聞き取り、課題解決。保護者への通知および課題解決に向けて）</li> <li>・いじめについての年間取組の検証を行い共通理解を図る</li> <li>・人権全体会、教職員事案の引継ぎ（教職員）</li> <li>・学年引き継ぎ資料作成</li> <li>※いじめ不登校委員会の開催（適宜）</li> <li>※前年度までの事案に関する新情報を基にした速やかな調査（適宜）</li> <li>※児童集会での指導（適宜）</li> <li>※児童支援交流（週1回）</li> <li>※児童支援部による児童交流（月1回）</li> <li>※いじめ事案の市教委への報告（月1回）</li> <li>※スクールサポーター（警察OB）による校内巡視（月1回）</li> <li>※いじめ防止出前授業（児童）【実施予定】</li> <li>※ネットモラル出前授業（児童）【実施予定】</li> </ul>

未然防止・早期発見のための学校体制



第3章 いじめ発見・通報を受けた時の対応

(1) いじめの疑いがある場合

・いじめは絶対に許さないという明確な認識をもち、「よくあること」で済まらず、ささいな兆候であっても早い段階からの的確に関わる。表情・孤立・発言の変化に敏感になり、児童や保護者からの相談や訴えにも真摯に対応し、いじめを受けた児童や通報した児童の訴えを否定せず、安全を確保します。

(2) 一人で抱え込まない指導と組織的な対応

・担任任せにせず、事案を把握した時点で速やかに学年主任や生徒指導主担者、管理職等に報告し、いじめ不登校委員会で情報を共有し、対応の協議を行い速やかな事実確認を行います。聞き取りの際は、一方的な決めつけはせず、当事者双方から丁寧に聞き取ります。特定の児童だけでなく、全員を一度は意識的に観察するために、教職員の目の届きにくい隙間時間も見守る体制を構築します。時系列で対応した記録を残し、保護者への説明は迅速かつ誠実にを行います。

### (3)いじめられた児童や保護者への対応

- ・いじめられた児童や保護者に寄り添い、支援する体制を構築します。その際、当該の児童にとって安心し、信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人など)と連携し、いじめ不登校委員会が中心となって対応します。状況に応じて、SCや心の教室相談員、関係機関とも連携していきます。

### (4)いじめを行った児童及び周りの児童への指導・支援

- ・いじめを行った児童に対しては、人前で過度に叱責したり、恥をかかせたりするなど単に厳しく指導するだけではなく、内面に迫る指導を丁寧に行い、継続的に再発防止に向けた適切かつ公平・一貫した指導・支援を行います。また、保護者とも連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- ・いじめを見ている子どもたちにも「仲裁者」「通報者」になるよう指導し、はやしたてたり、面白がっている「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」であっても、自分の問題としてとらえさせ、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。

### (5)関係機関との連携・報告

- ・必要に応じて、心の教室相談員や SC、SSW、子ども家庭センター、教育委員会とも連携し被害児童やその保護者及び加害児童やその保護者の対応とケアにあたります。
- ・重大事案と思われる案件については、直ちに教育委員会に報告し対応にあたります。

## 相談窓口

○樟葉西小学校・・・窓口 生徒指導主担 050-7102-9108 その他、管理職・担任・養護教諭など誰でもけっこうです。

○枚方市子どもの笑顔守るコール(いじめ専用ホットライン) 月～金 9時～17時(祝日年末年始除く)072-809-7867

○大阪府中央子ども家庭センター 月～金 9時～17時45分(祝日年末年始除く)072-828-0190

○大阪府すこやか教育相談24 0120-0-78310(年中無休)

○『LINE相談』

実施日:毎週日・月・火・水・木曜日

相談受付時間:午後7時～午後9時30分

相談対象者:府内の小学校・義務教育学校・中学校・高等学校・支援学校の児童生徒

\*学校に配付される『LINE相談』カードに掲載されている二次元コードからアクセスができます。

カードがない場合は、各校で掲示されるポスターをご覧ください。

○大阪府教育センター『すこやか教育相談』

すこやかホットライン(子どもからの相談) 06-6607-7361

Eメール:sukoyaka@edu.osaka-c.ed.jp

さわやかホットライン(保護者からの相談) 06-6607-7362

Eメール:sawayaka@edu.osaka-c.ed.jp

\*電話相談 午前9時30分～午後5時30分 月～金曜日(祝日・休日・年末年始は除く)

\*Eメール相談 24時間受付(回答は後日)

\*FAX相談 06-6607-9826

○被害者救済システム『子ども家庭相談室』\*大阪府教育委員会が運用する権利擁護機関による相談窓口です。

(18歳未満のみの対応)0120-928-704[無料電話]

(保護者等)06-4394-8754

\*午前10時～午後8時 月・火・木曜日(祝日・休日は除く)